

Press Release

平成30年9月7日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 遠藤 弘之

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年4月分～平成30年3月分)の 年次公表について

平成29年4月から平成30年3月まで毎月公表してきた事務処理誤り等について、1年間分として改めて取りまとめましたので別添のとおり公表いたします。

また、平成29年12月20日に「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検について」を公表した際、事務処理誤りの年次公表にあわせて実施することとした前年度1年間分の事務処理誤りの点検・分析結果等についてもあわせて公表いたします。

日本年金機構においては、引き続き、事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年4月分～平成30年3月分）の年次公表について

I 概要

年金業務の事務処理誤り及びシステム事故等が発生した場合、日本年金機構において事務処理誤り等を把握した都度、お客様への説明や訂正処理などのお客様対応を行っています。また、お客様対応が完了したものについては、毎月、機構HPで公表しています。

今般、平成29年度分として既に公表した事務処理誤り等について、取りまとめを行いました。

II 事務処理誤り等の集計と分析等

1 平成29年度に公表した事務処理誤り等

(1) 事務処理誤りの総件数と制度別・発生年度別内訳

- 平成29年度に公表した事務処理誤りの件数は、3,786件となっています。制度別・発生年度別の件数は下表のとおりであり、社会保険庁時代に発生したものは1,872件で49%、機構発足後に発生したものは1,914件で51%となっています。

制度	発生年度 計	発生年度										
		20年度 以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
年金給付関係	2,736	1,723	50	26	55	31	30	41	66	130	304	280
国民年金適用・ 徴収関係	551	77	1	0	12	14	18	24	37	73	172	123
厚生年金適用・ 徴収関係	499	19	2	1	3	4	3	6	15	32	191	223
計	3,786	1,819	53	27	70	49	51	71	118	235	667	626
		← 社会保険庁時代に発生 →										

(2) 事務処理誤りの制度別・区分別内訳

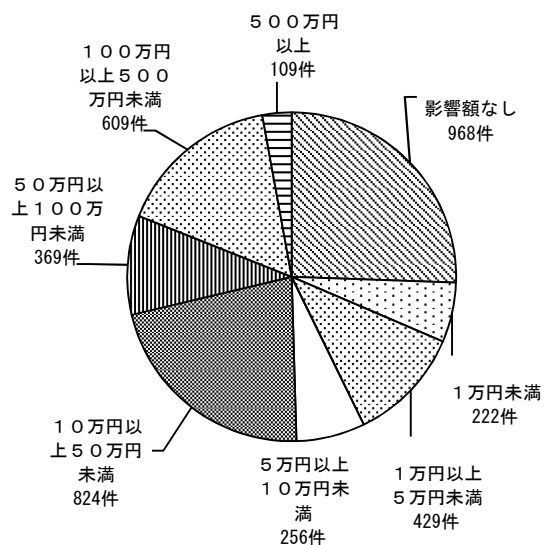
- 事務処理誤りの制度別・区分別の件数は下表のとおりであり、区分別にみると、3,786件のうち「確認・決定誤り」が最も多く2,861件（76%）となっています。

制度	区分 計	確認・ 決定誤り	説明誤り	誤送付・ 誤送信	入力誤り	通知書等の 作成誤り	未処理・ 処理遅延	受理後の書 類管理誤り	記録訂正 誤り	受付時の書 類管理誤り	不適正な 事務処理
年金給付関係	2,736	2,286	183	63	80	38	39	33	13	1	0
国民年金適用・ 徴収関係	551	321	85	41	17	22	26	33	5	1	0
厚生年金適用・ 徴収関係	499	254	10	127	57	23	14	11	2	0	1
計	3,786	2,861	278	231	154	83	79	77	20	2	1

(3) 事務処理誤りの影響額別内訳

○ 事務処理誤りの1件あたりのお客様への影響額は下表のとおりであり、3,786件のうち「影響額なし」が968件(26%)、「影響額あり」が2,818件(74%)となっています。

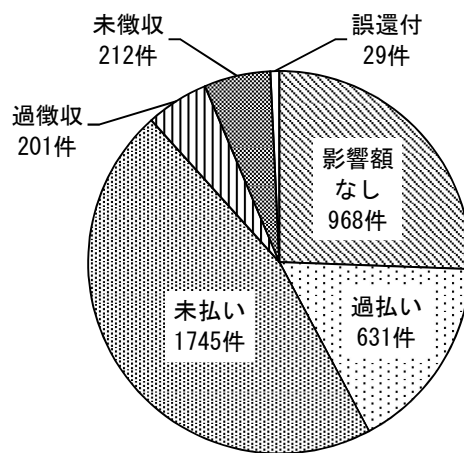
影響額	制度 年金給付関係	国民年金適用・ 徴収関係	厚生年金適用・ 徴収関係	計
影響額なし	392	274	302	968
1万円未満	145	59	18	222
1万円以上 5万円未満	314	87	28	429
5万円以上 10万円未満	216	21	19	256
10万円以上 50万円未満	684	78	62	824
50万円以上 100万円未満	322	17	30	369
100万円以上 500万円未満	557	15	37	609
500万円以上	106	0	3	109
計	2,736	551	499	3,786



(4) 事務処理誤りの事象別内訳

○ 事務処理誤りのお客様への影響の事象別の件数は下表のとおりであり、3,786件のうち「未払い」が最も多く1,745件(46%)となっています。

影響区分	件数(件)	合計金額(円)
影響額なし	968	0
過払い	631	519,119,212
未払い	1,745	4,193,045,671
過徴収	201	72,236,362
未徴収	212	70,230,600
誤還付	29	12,312,276
計	3,786※	4,866,944,121



※ 複数の事象に該当するものについては、金額が大きい方の事象に件数を計上しています。

(5) 事務処理誤りの判明契機

判明契機	件数	割合
日本年金機構内部の調査等を契機に判明	2,718件	71.8%
お客様からのお問合せ等を契機に判明	1,068件	28.2%
計	3,786件	100.0%

(6) システム事故等

○ システム事故等の影響区分の内訳は、下表のとおりです。

影響区分	件数(件)	合計金額(円)
影響額なし	4	0
過払い	5	97,037,901
未払い	2	74,463,817
計	11※	171,501,718

※ 複数の事象に該当するものについては、金額が大きい方の事象に件数を計上しています。

参考

○ お客様対応中案件

事務処理誤りのうち、お客様対応中の案件は、平成30年3月末時点で2,169件です。

2 平成 29 年度に公表した事務処理誤りの点検・分析結果等

(1) 年金給付関係

① 点検・分析結果

- 平成 29 年度に公表した年金給付に係る事務処理誤り (2,736 件) について、点検を行い、分析した結果は下表のとおりです。

このうち、誤送付や手続きの遅延など給付額に影響のないものを除いた全件 (1,922 件) については、「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した 33 事象に該当した事務処理誤りが 1,701 件 (89%)、該当しない事務処理誤りが 221 件 (11%) となっています。

年金給付に係る事務処理誤り	2,736件
給付額に影響のない事務処理誤り	814件
33事象(※)に該当する事務処理誤り	1,701件
上記以外の事務処理誤り	221件

※ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」については、平成 29 年 12 月 20 日にプレスリリースしています。

その中で公表した 33 事象の対応状況については、後述の④の a 「年金給付に係る事務処理誤り」をご参照ください。

注) 「給付額に影響のない事務処理誤り」については、月次公表において「影響額なし」とした案件のほか、事務処理誤りによって口座に年金が振り込まれなかった案件等、結果としてお受取りになる年金額に差異が生じないものを含みます。

- 「給付額に影響のない事務処理誤り」や「33 事象に該当する事務処理誤り」以外の事務処理誤り (221 件) のうち、類似の事務処理誤りを事象毎にまとめて分析した結果、同種の事務処理誤りが複数発生している事象 (3 件以上) は下記の 2 事象でした。(別紙 1 参照)
この 2 事象の事務処理誤りは、いずれもシステムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど、必要な対処を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。

項番	事象	概要	お客様への影響	件数
1	昭和60年改正時の特別一時金の決定誤り	特別一時金について、都道府県知事の承認を受けずに保険料を納付した場合にも通常の保険料納付済期間として決定したため、保険料が過徴収となるとともに、過徴収となった保険料に係る分の特別一時金に過払いが生じたもの。	過払い 過徴収	9
2	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	遺族共済年金に寡婦加算額が加算されるにもかかわらず、遺族厚生年金に寡婦加算を加算したため、遺族厚生年金に過払いが生じたもの。	過払い	4

② ニ以上事業所勤務届が提出されていない場合に年金額が正しく計算されない事象への対応状況

- 「ニ以上事業所勤務届」の提出がなかった場合に行う機械処理のうち、厚生年金基金の期間を有する場合の一部に正しい年金額の計算がされていないことが判明しました。この事象については、平成 24 年 11 月の年金記録回復委員会において報告し、システム改修を行ったうえでお支払い等を行うこととしていました。

本件に関し、システム改修を進めてきましたが、平成 29 年 10 月に改修が完了しました。これにより、今までご相談のあったお客様に対し、未払いとなっている年金をお支払いしました。(平成 30 年 7 月 31 日の事務処理誤りの月次公表において公表)

件数	影響総額	平均額	最高額	最低額
147件	387万円	2.6万円	30万円	268円

今後、対象者については抽出を進め、順次、お支払い等を行ってまいります。なお、お支払いが完了した時点で、事務処理誤りの月次公表において報告することとします。

〈事象の概要〉

- 同時に二つ以上の事業所に勤務する方が、それぞれの事業所で厚生年金保険の被保険者の要件を満たす場合には、被保険者の方から年金事務所に「二以上事業所勤務届」を提出いただく必要があります。
「二以上事業所勤務届」の提出があった場合は、機構は、各事業所の報酬月額を合わせて標準報酬月額を決定し、各事業主からは按分された保険料を納付していただき、お客様の年金額もその標準報酬月額をもとに計算しております。
- 機構においては、「二以上事業所勤務届」の提出がなかった場合でも年金をお支払いするために、重複する厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額を合算した上で年金額を計算する機械処理を行っていますが、この機械処理のうち、厚生年金基金の期間を有する場合の一部において、年金額の計算に誤りがあったものです。

③ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成 29 年 9 月 13 日に公表した振替加算の総点検にかかる平成 30 年 8 月末時点での対応状況は下表のとおりです。

項番	概 要	人数	支払金額
1	振替加算の加算漏れとして公表した 105,963 人のうちお支払いが完了した方	104,941 人	603.5 億円
2	「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65 歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方	23,384 人	133.1 億円
3	振替加算の総点検を契機に届出事務は現在廃止されているが、過去に届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算をお支払いしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方	33 人	0.4 億円

④ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況

a 年金給付に係る事務処理誤り

平成 29 年 12 月 20 日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の 24 事象にかかる平成 30 年 8 月末時点での対応状況は下表のとおりです。

機構設立から平成 28 年度までに公表した年金給付の給付額に影響がある事務処理誤りの総点検の結果、10 件以上発生していた 33 事象のうち、同種の事案の対象者を系統的に抽出できる 24 事象について、順次、プログラムを作成して対象者を抽出のうえ、平成 30 年 4 月以降順次お支払い等を行ってまいります。平成 30 年 8 月までに 4 事象 6,471 件についてお支払いを行いました。

事象の項番	事 象	お客様への影響	対応件数	影響金額
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	123件	0.2億円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	170件	0.1億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	6,015件	1.9億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	163件	6.3億円

b お客様の声

平成29年度に機構に寄せられた「お客様の声」6,011件について、平成30年1月に設置した「業務適正化部会」（日本年金機構のサービス・業務改善委員会内に設置）において確認を行いました。主な改善事項は下表のとおりです。

項番	改善事項	概 要
1	障害年金受給者の年金証書(再作成)の改善	障害年金の年金証書には「次回診断書提出年月」を表示するが、年金証書を再作成すると「*」表示となる。年金証書の表示により診断書提出は不要と誤解すれば手続き漏れとなるため、年金証書裏面に注釈を付記。なお、次回診断書提出年月は別途お知らせしている。
2	遺族年金受給者へのお知らせ(ハガキ)の改善	遺族厚生年金受給者である「子」から障害状態確認届が提出され、審査の結果、受給期間が20歳まで延長されることをお知らせする際、障害年金受給者用のハガキで案内していた。誤ったお知らせ内容と誤解されるため、遺族年金用のハガキの改善に着手。
3	遺族年金に関する試算結果の表示画面の改善	遺族年金の見込額を試算する際、受給権発生年月を入力すると、試算結果の画面に、「受給権発生年月日」として受給権発生年月と「1日」が表示される。年金相談窓口でこの試算結果をお示しすると、試算条件誤りと誤解されるため、表示画面の改善に着手。

c リスト

機構の年金給付システムから出力されるリスト1,065種類について、出力契機、件数、内容等を洗い出したうえで、リスト出力の有効性・必要性、マニュアルの整備状況等について点検し、システム開発を進めています。平成30年8月までに下表のリスト総量の削減・効率化に向けたシステム開発を行いました。

実施時期	開発内容	削減実績
平成30年4月	リストの出力条件の見直しによる削減	25%程度
平成30年7月	外部機関との情報交換の見直しによる削減(振替加算の再発防止)	

また、リストの処理方法に関するマニュアルについて、届出を契機とするリストはマニュアルを整備し平成30年4月に運用を開始しました。その他のリストは平成31年1月に運用を開始する予定です。

(2) 国民年金関係

〈点検・分析結果〉

- 平成 29 年度に公表した国民年金の適用・徴収に係る事務処理誤り (551 件) について、点検を行い、分析した結果は下表のとおりです。このうち、誤送付など適用・徴収関係に影響のないものを除いた全件 (206 件) については、「数字の入力ミスなど単純な事務処理誤り」は 81 件 (39%)、「それ以外の事務処理誤り」は 125 件 (61%) ありました。

国民年金の適用・徴収に係る事務処理誤り	551件
誤送付など適用・徴収関係に影響のない事務処理誤り	345件
数字の入力ミスなど単純な事務処理誤り	81件
上記以外の事務処理誤り	125件

- 「誤送付など適用・徴収関係に影響のない事務処理誤り」と「数字の入力ミスなど単純な事務処理誤り」以外の事務処理誤り (125 件) のうち、類似の事務処理誤りを事象毎にまとめて分析した結果、同種の事務処理誤りが複数発生している事象 (3 件以上) は下記の 5 事象でした。(別紙 2 参照)

これらについては、業務処理要領等において再発防止策を実施済みですが、定期的な点検や取扱いルール徹底により更なる再発防止を図るとともに、システムで事後的に対象者を抽出することが可能な事象については、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。

項番	事象	概要	お客様への影響	件数
1	任意加入時の加入可能月数の確認誤り	60歳以降の国民年金任意加入時において、老齢基礎年金の満額受給や受給権発生に必要な月数の算出を誤ったことにより、保険料の過徴収・未徴収が発生したものの。	過徴収 未徴収	44
2	後納申込期間の確認誤り	後納制度の申込時において、老齢基礎年金の満額受給や受給権発生に必要な月数の算出を誤ったことにより、保険料の過徴収・未徴収が発生したものの。	過徴収 未徴収	17
3	追納申込期間の確認誤り	国民年金追納保険料の追納期間を決定する際、過去の免除期間の確認を誤ったため正しい期間で追納期間が決定されていなかったもの。	未徴収	12
4	60歳未満での老齢年金受給権発生後の加入手続きの誤り	60歳未満で受給権が発生している者に対して、受給権の有無の確認不足により、誤って強制加入とするとともに、保険料免除を決定した。	誤適用	9
5	追納納付書作成時における納付期限の訂正漏れ	国民年金保険料の追納について、誤った使用期限の納付書を送付したことにより、受給権発生後に保険料納付が行われ、保険料還付が発生したものの。	過徴収	6

(3) 厚生年金関係

〈点検・分析結果〉

- 平成 29 年度に公表した厚生年金の適用・徴収に係る事務処理誤り（499 件）について、点検を行い、分析した結果は下表のとおりです。このうち、誤送付など適用・徴収関係に影響のないものを除いた全件（101 件）については、「数字の入力ミスなど単純な事務処理誤り」は 73 件（72%）、「それ以外の事務処理誤り」は 28 件（28%）ありました。

厚生年金の適用・徴収に係る事務処理誤り	499件
誤送付など適用・徴収関係に影響のない事務処理誤り	398件
数字の入力ミスなど単純な事務処理誤り	73件
上記以外の事務処理誤り	28件

- 「誤送付など適用・徴収関係に影響のない事務処理誤り」と「数字の入力ミスなど単純な事務処理誤り」以外の事務処理誤り（28 件）のうち、類似の事務処理誤りを事象毎にまとめて分析した結果、同種の事務処理誤りが複数発生している事象（3 件以上）は下記の 2 事象でした。（別紙 3 参照）

これらについては、システムで事後的に対象者を抽出することが可能ですので、個別に連絡を行うなど必要な対処を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。

項番	事象	概要	お客様への影響	件数
1	70歳以上の二以上事業所勤務被用者にかかる資格喪失届の処理誤りによる在職支給停止の解除漏れ	70歳以上の二以上事業所勤務者が全ての適用事業所を同日付で退職した際に、退職に係る届出の登録方法を誤ったことにより、老齢厚生年金の在職支給停止の解除が行われなかったもの。	未払い	3
2	遡及した賞与支払届処理時における登録漏れ	被保険者が退職した後、当該被保険者の在職時の賞与額を遡及して処理した際、誤って退職処理を行わなかったことにより、退職後の期間においても誤って保険料の請求を行ったもの。	過徴収	3

(別紙1)

公表済み(平成29年4月～平成30年3月)の事務処理誤りの分類(年金給付関係)

項番	事象	概要	お客様への影響	事務処理誤り件数	今後の対応
1	昭和60年改正時の特別一時金の決定誤り	<p>○旧国民年金法の障害年金の受給権者は国民年金の被保険者期間が法定免除期間となるため、保険料の納付を希望する場合は都道府県知事の承認を受けて追納保険料を納付することとなっていた。</p> <p>○昭和60年改正において、障害年金の年金額が老齢基礎年金の満額と同額に引き上げられ、法定免除期間の保険料を追納しても、障害年金を上回る老齢年金を受給できなくなったため、保険料を追納した期間に応じ、本人の届出により特別一時金を支給する制度が設けられた。</p> <p>○この特別一時金について、都道府県知事の承認を受けずに保険料を納付した場合にも通常の保険料納付済期間として決定したため、保険料が過徴収となるとともに、過徴収となった保険料に係る分の特別一時金に過払いが生じていた。</p>	<p>○過払い</p> <p>○過徴収</p>	9	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、直近5年以内に特別一時金を決定したものは、個別に連絡を行い、特別一時金の返納を求めるとともに、保険料を還付します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。
2	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<p>○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。</p> <p>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システムの長短を比較し判定している。</p> <p>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。</p> <p>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。</p>	<p>○過払い</p>	4	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。

(別紙2)

公表済み(平成29年4月～平成30年3月)の事務処理誤りの分類(国民年金関係)

項番	事象	概要	お客様への影響	事務処理誤り件数	今後の対応
1	任意加入時の加入可能月数の確認誤り	<p>○老齢基礎年金について満額受給を希望した場合又は年金受給権の発生を目的として任意加入した場合には、資格取得の際に満額となる年月日・受給権発生となる年月日(資格喪失予定年月日)を登録する必要がある。</p> <p>○満額となる年月日・受給権発生となる年月日は、職員が加入可能月数を計算し、算出しているが、その際、</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生年金との重複期間を2重で計算した・合算対象期間の確認を誤った <p>等により年金額の満額、受給権の確保に必要な加入可能月数を誤った。</p> <p>○その結果、納付月数が不足または過剰となった。</p>	<p>○過徴収</p> <p>○未徴収</p>	44	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。
2	後納申込期間の確認誤り	<p>○後納制度は年金額の増額、年金受給権の発生を目的とし、過去の未納期間について保険料を納付するものである。</p> <p>※平成24年10月から平成27年9月までの間は、過去10年間の保険料後納を可能とする特例措置を実施。平成27年10月から平成30年9月までの間は、過去5年間の保険料後納を可能とする特例措置を実施。</p> <p>○満額となる月数・受給権発生となる月数は、職員が加入可能月数を計算し、算出しているが、その際、</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生年金との重複期間を2重で計算した・合算対象期間の確認を誤った <p>等により年金額の満額、受給権の確保に必要な加入可能月数を誤った。</p> <p>○その結果、納付月数が不足または過剰となった。</p>	<p>○過徴収</p> <p>○未徴収</p>	17	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。
3	追納申込期間の確認誤り	<p>○保険料の免除(学生納付特例・納付猶予を含む)となっている期間については、年金額の増額を目的に最大10年間さかのぼり、保険料を追納することができる。</p> <p>追納する場合は、一番古い月から順次納付する必要がある。</p> <p>○お客様から追納の申込があった際には、職員が免除期間を確認し最も古い期間から追納期間として決定する必要がある。</p> <p>○お客様から追納の申込を受付した際に、職員が免除承認期間のうち最も古い期間の確認を誤り追納納付書を作成・交付した結果、時効により、追納が行えなくなった期間が発生した。</p>	<p>○未徴収</p>	12	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。

項番	事象	概要	お客様への影響	事務処理誤り件数	今後の対応
4	60歳未満での老齢年金受給権発生後の加入手続きの誤り	<p>○昭和29年4月1日までに生まれた坑内員・船員については、55～59歳時に、老齢年金の受給権が発生する。</p> <p>○60歳未満の者で受給権を有する場合、国民年金は強制加入とならず、被保険者からの申出に基づき、任意加入となる。</p> <p>○被保険者から資格取得の届出がなされた際、職員が受給権の有無の確認を怠ったことにより、強制加入として届出を受理するとともに、保険料免除の申請が提出され、免除を決定した。</p>	○誤適用	9	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。なお、法律改正により昭和29年4月2日生まれ以降は発生しない事象です。
5	追納納付書作成時における納付期限の訂正漏れ	<p>○国民年金保険料の追納については、老齢基礎年金受給権発生日以後に納付することはできない。</p> <p>○65歳に到達する年度内に、追納保険料の納付書を発行する場合は、納付期限を「65歳誕生日の前々日」に訂正する必要があるが、老齢基礎年金受給権発生日の確認漏れにより納付期限を訂正せずに納付書を交付した結果、65歳の受給権発生後に保険料納付が行われ、保険料の還付が発生した。</p>	○過徴収	6	業務処理要領等ルールの徹底で防止していきます。なお、追納保険料の納付により還付が発生するため、事務処理誤り発生が速やかに判明する事象です。

(別紙3)

公表済み(平成29年4月～平成30年3月)の事務処理誤りの分類(厚生年金関係)

項番	事象	概要	お客様への影響	事務処理誤り件数	今後の対応
1	70歳以上の二以上事業所勤務被用者にかかる資格喪失届の処理誤りによる在職支給停止の解除漏れ	<p>○適用事業所に勤務する70歳以上の者(被用者)で、老齢厚生年金を受給する者は、給与・賞与の額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止となる。</p> <p>○また、当該被用者が二か所以上の適用事業所に勤務する場合には、勤務する全ての適用事業所における給与・賞与の合算額により、年金額が支給停止となる。</p> <p>○二か所以上の適用事業所に勤務する被用者が、事業所を退職する際には、事業主からの届出を受け、次の処理を行うこととなる。</p> <p>①一部の事業所を退職する場合は、勤務を継続する事業所における給与・賞与に基づき年金額の支給停止が継続されるよう処理し、</p> <p>②一方、全ての事業所を同日に退職する場合は、年金額の支給停止を解除する処理を行わなければならない。</p> <p>○しかし、②の場合において、①の処理をしてしまったため、本来は年金額の支給停止が解除されるべきところ、退職後の期間においても誤って支給停止が継続され、年金の未払いが発生した。</p>	○未払い	3	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。
2	遡及した賞与支払届処理時における登録漏れ	<p>○被保険者に賞与が支払われた際、事業主は賞与を支払った旨の届出を行う必要がある。</p> <p>○被保険者が退職した後、在職期間中に支払われた賞与にかかる届出が行われた場合、当該被保険者について、一旦退職処理を取り消し、賞与にかかる届出の処理を行った後、再度、退職処理を行う必要がある。</p> <p>○しかし、誤って退職処理を行わなかったことにより、退職後の期間においても誤って保険料の請求が行われ、保険料の過徴収が発生した。</p>	○過徴収	3	システムで事後的に対象者を抽出することが可能であり、個別に連絡を行うなど必要な対応を実施します。また、定期的な点検により再発防止を図ります。